

# 高田公民館管理運営規則

## 第1章 総則

第1条 (目的) この規則は高田自治連合会規約第9条の規定に基づき高田公民館 (以下「公民館」という) の管理運営に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

第2条 (運営委員会) 公民館の管理運営方針の決定および運営管理をするため、運営委員会 (以下「委員会」という) を置き、その構成は連合会長、連合副会長、各自治会長および各自治会副会長とする。  
なお、運営委員会の組織図を図1に示す。

第3条 (役員とその役割)

① 運営委員会には次の役員を置く。

- (1) 公民館館長 連合会長
  - (2) 副公民館館長 連合副会長
  - (3) 公民館管理者 公民館管理担当の自治会長 (連合会規約第9条により選出)。
  - (4) 副公民館管理者 上記 (3) により選出された公民館管理者と同町内の自治会副会長。
  - (5) 会計
  - (6) 管理委員 運営委員会内での互選により選出
- ② 公民館館長は、運営委員会、岐阜市との連絡および非日常的な公民館の運営・修理等の公民館全体の管理運営を統括する。
- ③ 副公民館館長は、公民館館長を補佐するとともに、公民館館長が不在の場合、公民館館長に代わって業務を担当する。
- ④ 会計は高田自治連合会で運営する。
- ⑤ 公民館管理者は公民館の日常の管理運営を担当し、公民館館長を補佐する。
- ⑥ 副公民館管理者は、公民館管理者を補佐するとともに、公民館管理者が不在の場合、公民館管理者に代わって業務を担当する。
- ⑦ 管理委員は公民館館長および公民館管理者を補佐し、公民館の管理運営に当たる。

第4条（規則の改廃） 本規則の改廃は、運営委員会での決議による。

## 第2章 管理運営

第5条（使用の原則） 公民館は各自治会員を主体とする自治活動、会員相互の親睦、慶弔、福利厚生及び文化教養の向上等を図るため使用することを原則とする。

第6条（使用時間） 公民館の使用時間は原則として午前8時から午後10時迄とする。但し、公民館管理者は災害その他必要と認める場合は時間を変更することが出来る。

### 第7条（使用制限）

① 公民館の使用は、次の各号の一に該当する場合は認めない。

- (1) 政治活動又は宗教活動の目的に供する時、若しくはその恐れがある時。
  - (2) 営利目的に供する時、又はその恐れがある時。
  - (3) 付近住民、又は他の使用者に迷惑を及ぼす恐れのある時。
  - (4) 公民館の良好な環境を阻害する恐れのある時。
  - (5) その他この規則に定める事項を遵守しない時。
- ② 前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、公民館管理者が委員会に図って公民館の使用を承認することが出来る。

第8条（かぎの保管） 公民館のかぎは正・副公民館管理者（副は第1公民館のみ）が保管する。なお、便宜上、下記の役員が、スベアキーを保管する。

- |         |             |
|---------|-------------|
| ① 連合会長  | 第1公民館、第2公民館 |
| ② 総務    | 第1公民館       |
| ③ 事業    | 第1公民館、第2公民館 |
| ④ 祭り保存会 | 第2公民館       |

### 第9条（使用開始時手続）

- ① 公民館を使用する場合は、その会合等の実質的な責任者（主催者を含む。以下「使用責任者」という。）を定め、原則として使用予定の7日前までに「高田第一公民館施設予約表」に記入しなければならない。

- ② 公民館管理者は「高田第一公民館施設予約表」により、その使用内容、使用料の納入等を確認し、適当と認めた時は公民館の使用を承認する。
- ③ 災害その他、特に必要と認める場合には、公民館管理者は前項に定める手続きを省略して公民館の使用を承認することが出来る。
- ④ 使用責任者は、使用する当日に「公民館使用実績控えノート」に必要な事項を記入後、公民館管理者からかぎを借用すること。なお、使用終了時刻またはかぎの返却時刻は、使用終了時またはかぎの返却時に記入のこと。
- ⑤ 既に別の団体が鍵を持ち出して公民館を使用している場合も、後の団体の使用責任者は、「公民館使用実績控えノート」に使用開始時刻を記入のうえ、先に使用している団体の使用責任者に声をかけた後、公民館を使用すること。

#### 第10条（使用終了時手続）

- ① 先に終了した団体の使用責任者は、使用中の団体の使用責任者に声をかけた後退館し、終了時刻を、「公民館使用実績控えノート」に記入のこと。
- ② 最後に退館する団体の使用責任者は、下記に示す事項について必要な措置を講じ、図2に示す火気点検箇所を参考に火気点検を行ない、かぎに付帯されている「火気点検ノート」に点検日時、点検結果、および署名を行った後退館し、かぎを公民館管理者に返却のうえ、「公民館使用実績控えノート」にかぎを返却した時刻を記入すること。
  - (1) 備品類を所定の位置に戻すこと。
  - (2) 湯沸し器およびガスコンロの元栓、水道の蛇口を締めること。
  - (3) ルームエアコン、扇風機、換気扇（トイレを含む）の運転を停止すること。
  - (4) 館内の清掃、ごみを持ち帰ること。
  - (5) 館内の消灯、戸締り、施錠をすること。
  - (6) その他公民館管理者が指示したこと。

第 11 条 (使用遵守事項) 公民館の使用にあたっては次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- ① 禁煙とする。
- ② 火災予防に十分注意する事。
- ③ 施設、備品等の維持保全に努める事。
- ④ 水道、ガス・電気等の節約に努める事。
- ⑤ 所定の場所以外に立れ、はり紙等をしない事。
- ⑥ その他この規則に定める事項並びに公民館管理者が指示した事

第 12 条 (原状回復) 使用責任者は公民館の施設・備品を汚損、毀損、又は滅失した時は、速やかに管理者に報告し、その指示に従って原状回復のための措置をとらなければならない。

第 13 条 (使用料) 公民館の使用は原則無料とする。但し、次の①、②に該当する場合は、定められた公民館使用料をあらかじめ当該管理者に納入しなければならない。

- ① 高田町の自治会員以外が使用責任者となって使用する場合。
- ② その他公民館管理者が必要と認めた時。
- ③ 使用料は 1 時間 1,800 円とする。

### 第 3 章 会計

第 14 条 (経費) 公民館の管理運営に要する経費は自治会費と第 13 条に定める使用料、その他の収入をもってあてゐる。

### 第 4 章 補則

第 15 条 (防火管理) 公民館は、消防法 (昭和 23 年法律 186 号) 第 8 条第 1 項により、防火管理を行わなければならない。

- ① 権原を有する者 (公民館館長) は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、公民館について消防計画の作成・消防署への届け出、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、

- 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない
- ② 防火管理者は、消防法に規定する業務を行う。
  - ③ 公民館管理者は、防火管理者の補佐および事務手続きを行う。

## 附 則

本規約は、高田自治連合会規約（平成20年3月17日改正）をもとに、下記を見直したものであり、令和7年8月1日に改正する。

- ① 公民館の運営委員会および公民館館長、副公民館館長、公民館管理者、副公民館管理者の役割分担の見直し
- ② 本規則の改廃手続き
- ③ 公民館かぎの保管者の明確化。
- ④ 公民館の使用開始時手続き、使用終了時手続きおよび使用遵守事項
- ⑤ 公民館使用料

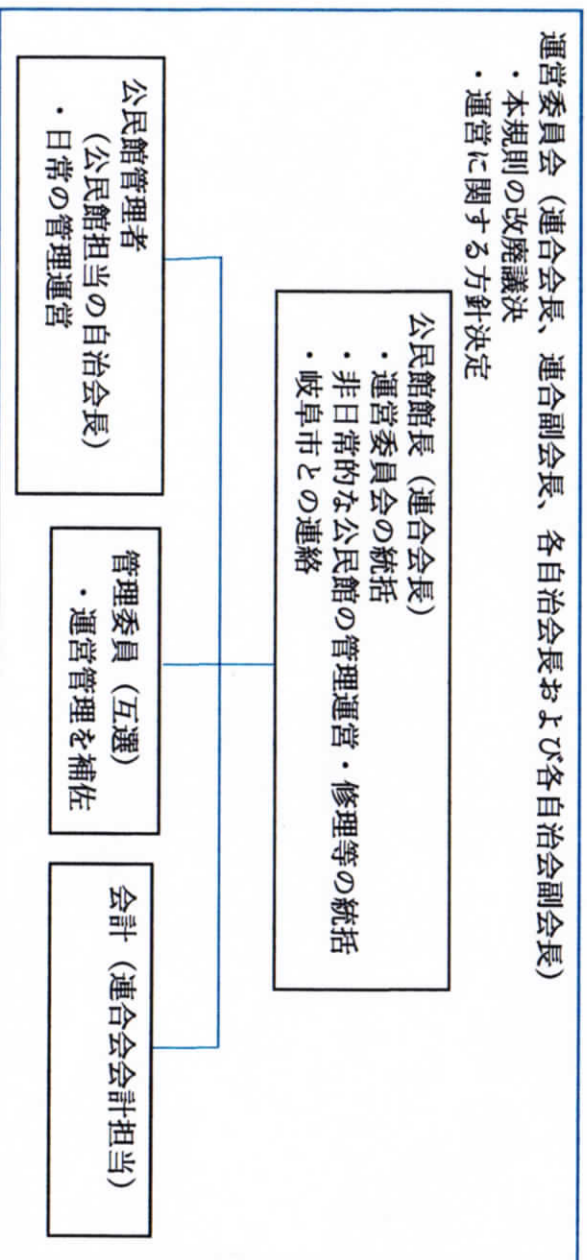
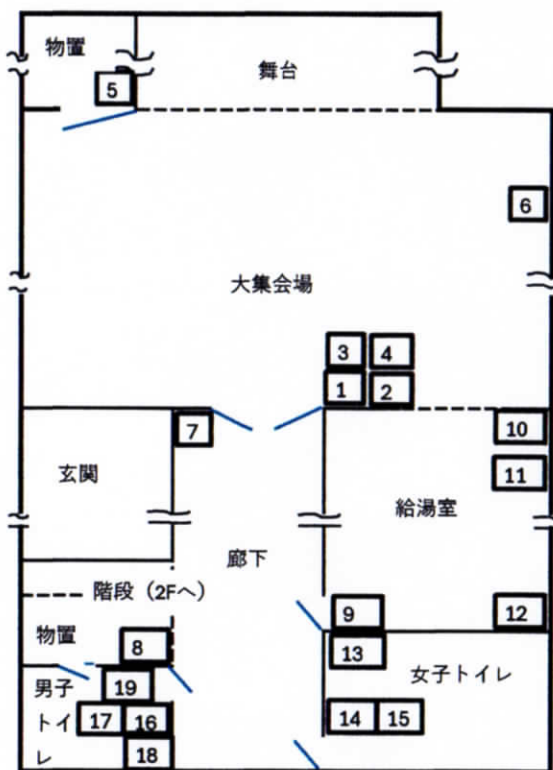


図 1. 運営委員会 組織図

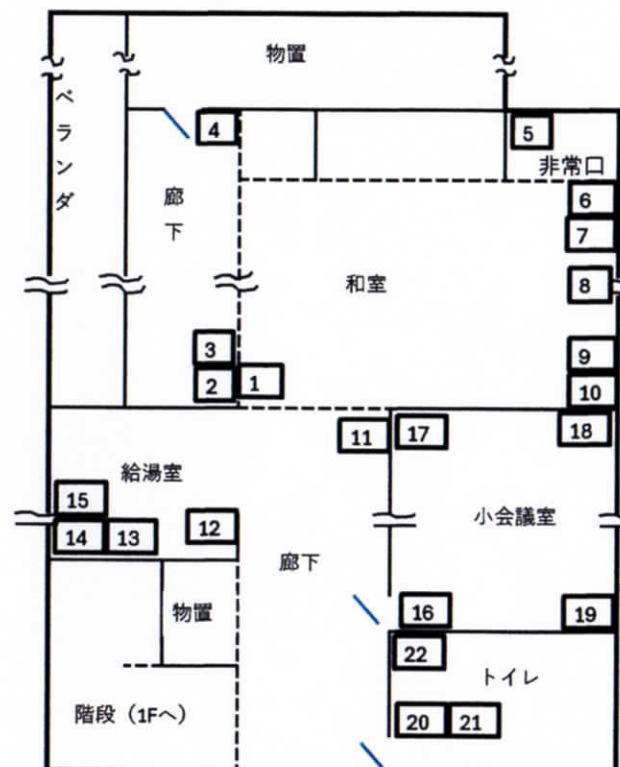
図2 火気点検箇所

## 火気点検箇所 (1 F)



- 1.天井奥
- 2.天井手前
- 3.舞台
- 4.換気扇
- 5.物置
- 6.エアコン
- 7.玄関
- 8.階段
- 9.給湯室
- 10.換気扇
- 11.ガスコンロ
- 12.湯沸器
- 13.洗面所
- 14.女子トイレ
- 15.換気扇
- 16.男子トイレ
- 17.換気扇
- 18.洗面所
- 19.物置

## 火気点検箇所 (2 F)



- 1.和室手前
- 2.廊下
- 3.ベランダ
- 4.物置
- 5.非常階段
- 6.和室奥
- 7.エアコン奥
- 8.換気扇
- 9.換気扇
- 10.エアコン
- 11.廊下
- 12.給湯室
- 13.給湯器
- 14.ガスコンロ
- 15.換気扇
- 16.小会議室
- 17.コピー機
- 18.エアコン
- 19.換気扇
- 20.トイレ
- 21.換気扇
- 22.洗面所

最終退館者は、使用した箇所（他団体等も含む）を再確認後、火気点検結果に署名してください。

# 高田公民館管理運営規則 (令和7年8月1日改正)

## 改正検討・議事録および同意書

R7/7/1

1, 改定の主旨説明 高田4-1丁目 自治会長 天野巧

### 2, 質疑・応答

- ・この管理運営規則は 自治会役員会で決めたのか、という質問があり、連合会より 今では規則の改正についてやり方か、は、きりしていただく。この規則改正によって明確にでき、たので 自治会役員会(公民館運営委員会)で決めたよ、と説明された。
- ・添付の資料は 使用料のもとにのったものか、という質問があり、  
「そうです」という回答で了解された。
- 3. 改定に同意

高田自治連合会長 今尾 勝治 (副会長) 小野木 仁孝

1, 2, 6丁目自治会長 小野木 光夫 (副会長) 内田 敏夫

3-1丁目自治会長 山本 政美 (副会長) 加藤 昭二

3-2丁目自治会長 富田 友造 (副会長) 種森 孝至

4-1丁目自治会長 天野 巧 (副会長) 山田 祐二

4-2丁目自治会長 國枝 幸雄 (副会長) 目野 三貴

5-1丁目自治会長 芝 秀雄 (副会長) 宇佐美 輝展

5-2丁目自治会長 今井 克也 (副会長) 佐野 光司

## 作成時資料

2

# 公民館

| 施設<br>(柳津公民館) | 使用料           |               |               |               |               |               |         |                |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|----------------|
|               | 午前            |               | 午後            |               | 夜間            |               | 終日      |                |
|               | 改定前料金         | 改定後料金         | 改定前料金         | 改定後料金         | 改定前料金         | 改定後料金         | 改定前料金   | 改定後料金          |
| 第2研修室         | 1時間につき 370円   | 370円          | 1時間につき 370円   | 370円          | 1時間につき 550円   | 550円          | 4,310円  | 4,310円         |
| 第1学習室         | 1時間につき 370円   | <b>440円</b>   | 1時間につき 370円   | <b>440円</b>   | 1時間につき 550円   | <b>660円</b>   | 4,310円  | <b>5,170円</b>  |
| 第2学習室         |               |               |               |               |               |               |         |                |
| 第3学習室         |               |               |               |               |               |               |         |                |
| 第3研修室         | 1時間につき 740円   | 740円          | 1時間につき 740円   | 740円          | 1時間につき 1,110円 | 1,110円        | 8,630円  | 8,630円         |
| 第2会議室         | 1時間につき 740円   | <b>880円</b>   | 1時間につき 740円   | <b>880円</b>   | 1時間につき 1,110円 | <b>1,330円</b> | 8,630円  | <b>10,350円</b> |
| 第3会議室         |               |               |               |               |               |               |         |                |
| 第1会議室         | 1時間につき 1,110円 | 1,110円        | 1時間につき 1,110円 | 1,110円        | 1時間につき 1,660円 | 1,660円        | 12,940円 | 12,940円        |
| 視聴覚室          | 1時間につき 1,110円 | <b>1,330円</b> | 1時間につき 1,110円 | <b>1,330円</b> | 1時間につき 1,660円 | <b>1,990円</b> | 12,940円 | <b>15,520円</b> |
| 展示ホール         |               |               |               |               |               |               |         |                |
| 大会議室          | 1時間につき 1,390円 | 1,390円        | 1時間につき 1,390円 | 1,390円        | 1時間につき 2,070円 | 2,070円        | 16,070円 | 16,070円        |
| 第4研修室         | 1時間につき 220円   | <b>260円</b>   | 1時間につき 220円   | <b>260円</b>   | 1時間につき 310円   | <b>370円</b>   | 2,360円  | <b>2,830円</b>  |
| 第5研修室<br>調理室  |               |               |               |               |               |               |         |                |
| その他の施設1室      | 1時間につき 220円   | 220円          | 1時間につき 220円   | 220円          | 1時間につき 310円   | 310円          | 2,360円  | 2,360円         |

| 施設<br>(柳津公民館以外の<br>公民館) | 使用料    |                  |        |                  |        |                  |         |                  |
|-------------------------|--------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|---------|------------------|
|                         | 午前     |                  | 午後     |                  | 夜間     |                  | 終日      |                  |
|                         | 改定前料金  | 改定後料金            | 改定前料金  | 改定後料金            | 改定前料金  | 改定後料金            | 改定前料金   | 改定後料金            |
| ホール                     | 3,000円 | 3,000円 以内        | 3,000円 | 3,000円 以内        | 4,500円 | 4,500円 以内        | 9,900円  | 9,900円 以内        |
| 研修室<br>(1室につき)          | 1,500円 | <b>1,800円</b> 以内 | 1,500円 | <b>1,800円</b> 以内 | 1,800円 | <b>2,160円</b> 以内 | 3,600円  | <b>4,320円</b> 以内 |
| 実習室<br>(1室につき)          | 1,500円 | <b>1,800円</b> 以内 | 1,500円 | <b>1,800円</b> 以内 | 1,800円 | <b>2,160円</b> 以内 | 3,600円  | <b>4,320円</b> 以内 |
| 料理実習室<br>(1室につき)        | 3,600円 | 3,600円 以内        | 4,500円 | 4,500円 以内        | 5,400円 | 5,400円 以内        | 10,500円 | 10,500円 以内       |

| 公民館名    | 室名    | 使用料    |             |        |               |        |               |        |               |
|---------|-------|--------|-------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|
|         |       | 午前     |             | 午後     |               | 夜間     |               | 終日     |               |
|         |       | 改定前料金  | 改定後料金       | 改定前料金  | 改定後料金         | 改定前料金  | 改定後料金         | 改定前料金  | 改定後料金         |
| 徹明公民館   | ホール   | 1,880円 | 1,880円      | 2,300円 | 2,300円        | 3,450円 | 3,450円        | 6,910円 | 6,910円        |
|         | 実習室   | 620円   | <b>740円</b> | 830円   | <b>990円</b>   | 1,040円 | <b>1,240円</b> | 2,090円 | <b>2,500円</b> |
| 長良公民館   | ホール   | 1,150円 | 1,150円      | 1,460円 | 1,460円        | 1,880円 | 1,880円        | 3,980円 | 3,980円        |
|         | 実習室   | 620円   | <b>740円</b> | 830円   | <b>990円</b>   | 1,040円 | <b>1,240円</b> | 2,090円 | <b>2,500円</b> |
| 芥見公民館   | ホール   | 1,880円 | 1,880円      | 2,300円 | 2,300円        | 3,450円 | 3,450円        | 6,910円 | 6,910円        |
|         | 研修室   | 620円   | <b>740円</b> | 830円   | <b>990円</b>   | 1,040円 | <b>1,240円</b> | 2,090円 | <b>2,500円</b> |
|         | 実習室   | 620円   | <b>740円</b> | 830円   | <b>990円</b>   | 1,040円 | <b>1,240円</b> | 2,090円 | <b>2,500円</b> |
|         | 料理実習室 | 2,820円 | 2,820円      | 3,450円 | 3,450円        | 4,190円 | 4,190円        | 8,060円 | 8,060円        |
| その他の公民館 | 研修室   | 830円   | <b>990円</b> | 1,040円 | <b>1,240円</b> | 1,360円 | <b>1,630円</b> | 2,720円 | <b>3,260円</b> |
|         | 実習室   | 620円   | <b>740円</b> | 830円   | <b>990円</b>   | 1,040円 | <b>1,240円</b> | 2,090円 | <b>2,500円</b> |

## 消防法第8条

第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 消防長又は消防署長は、第1項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- 4 消防長又は消防署長は、第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。